

平成24年度に実施した監査の結果を公表します。

大村市監査委員 黒川義則
大村市監査委員 大崎敏明

全般的に概ね適正に処理されていると認められましたが、部に不適正な処理や改善を要する事項が見受けられましたので、その状況を記載します。

◎財務事務監査

実施期間 平成24年9月24日～同25年2月21日
監査方法 平成24年度の財務事務の執行状況について、関係書類や帳簿を抽出審査し、必要に応じて関係職員から事情を聴取して監査を実施
▼措置内容・状況 ▼該当課

〔契約事務〕

契約書に、不要な収入印紙が貼付されているものや、必要な収入印紙が貼付されていないものがある。▼是正できるものは是正し、今後は適正に処理する。■秘書広報課、男女共同参画推進課、見積調書の日付が誤っているものがある。▼是正した。仕様書の内容と実態が異なるものがある。また、契約書に業務内容を具体的に示した仕様書を添付していないものがある。▼今後は適正に処理する。■以上、秘書広報課

心に残る講演会実施業務委託について、債務負担行為の限度額を超過して契約している。▼契約の減額変更を行った。■総務課
予定価格調書に折り目がなく封入した形跡がない。▼今後は適正に処理する。■情報推進課
契約書の消費税の記載誤りや、税抜き額である旨の記載がないものがある。▼是正できるものは是正し、今後は適正に処理する。

基本決裁に設計額の記載がなく、予定価格調書に記載された予定価格の根拠がないものや、契約書に4半期毎に支払う金額を明記していないものがある。▼今後は適正に処理する。
長期継続契約書に、予算の減額や削除があった場合に契約を変更または解除ができる特約事

項の記載がないものがある。▼特約事項を追記した。■以上、男女共同参画推進課

軽自動車税申告書取扱事務委託について、見積調書に見積価格を記載していない。▼見積調書比較価格を記載した。■税務課

随意契約の適用条件を誤っているものがある。▼是正できるものは是正し、今後は適正に処理する。■地域げんき課、教育総務課

基本決裁の起案日が予算の議決日前となっていないものや、支出負担行為決議書で会計処理すべきものを、支出負担行為決議書兼支出命令書で処理しているものがある。▼今後は適正に処理する。■地域げんき課

契約締結同時に見積書を徴しておらず、見積調書も作成していないものがある。また、修繕等に添付した見積書のほとんどに日付がない。▼今後は適正に処理する。

契約書の委託内容に含まれない業務を仕様書に記したものがあ。また、契約書の委託内容と実務が致していないものがある。▼契約書の内容を見直す。■以上、環境センター

契約書(覚書を含む)に日付や市長印などがないものがある。▼是正した。■農業水産課、教育総務課、競艇企業局

契約締結後、契約書を取り交わしていないものがある。▼契約書を取り交わした。

1年で括して発注できる業務を分割発注しているものがある。また、契約書や仕様書の支払時期と実務が致していないものがある。▼今後は適正に処理する。■以上、教育総務課

業務委託名が、基本決裁、見積書、契約締結同兼支出負担行為決議書などでそれぞれ異なっているものがある。▼今後は適正に処理する。■社会教育課

〔補助金など〕

県立図書館を大村市に誘致する期成会への補助金交付事務が適正に行われていない。①基本決裁に概算払とする旨の記載がない。②実績報告書が年度末までに提出されず、年度内に履行確認が行われていない。①是正した。②年度内提出を指導し、適正に処理する。■企画調整課

大村市消防団活動活性化補助金実績報告書の提出後に補助金交付確定の決裁を受けていない。また、添付された決算書の歳出合計額と項目毎の内訳合計額が致していない。▼決算書を再度見直し、決裁を受けた。

長崎県水難救済会補助金の実績報告書が提出されていないため、補助金交付確定が行われていない。▼実績報告書を提出させ、交付確定を行った。■以上、安全対策課

実績報告書が提出期限までに提出されていないものがある。▼期限厳守を指導し、適正に処理する。■地域げんき課、農業水産課、文化振興課

補助率を超えた金額を支出しているものがある。▼今後は適正に処理する。■農業水産課

遠距離児童生徒通学補助金事務が適正でない。①実績報告書が交付要綱に規定された様式で提出されていないものがある。②実績報告書に受付け印がなく、受理年月日が確認できない。③概算私の補助金の確定を年度末までに行っていない。▼①規定の様式で提出させた。②受付け印を押印した。③今後は適正に処理する。■教育総務課

平成23年度大村市中学校部活動補助金の算出において、補助率を乗じていない。また、交付申請書が提出期限までに提出されていないものがある。▼今後は適正に処理する。■文化振興課

再資源化物集団回収報奨金交付申請書に受付け印がなく、供覧していないものがある。▼是正した。■環境センター

〔収入事務〕

納入通知書発行後に調定を行っているものや、納入通知書に納期限を記入していないものがある。▼今後は適正に処理する。■秘書広報課

収納簿に収納済印がないものや、その日付を誤っているものがある。▼是正できるものは是正し、今後は適正に処理する。■総務課、情報推進課、税務課、社会教育課

事前に調定すべきものを1か月分まとめて事後調定しているものがある。▼今後は適正に処理する。領収証書の年度や番号の修正方法を誤っているものが多数ある。▼適正に処理した。

収納した代金を数日分まとめて払い込みしているものや、1か月分ずつ事後調定すべき代金を半年分まとめて調定しているものがある。▼今後は適正に処理する。■以上、総務課

事後調定を速やかに行っていないものがある。▼今後は適正に処理する。

会計管理者の承認を受けずに1週間分をまとめて払い込んでいるものがある。▼会計管理者の承認を受けた。

使用料徴収に係るつり銭を委託業者が用意している。▼市で用意した。■以上、情報推進課

私用電話料の納期限について、即日とすべきところを15日後としているものがある。▼今後は適正に処理する。■地域げんき課

過年度分漁港係船使用料の未納者に納付勧奨を行っている。▼納付勧奨を実施した。■農業水産課

土地改良地元分担金の納入通知書に発行日、納期限を記入していないものがある。▼今後は適正に処理する。■農林整備課

〔専決など〕

奨学金の返還事務について相手方との折衝記録が整理されていないものがある。▼今後は確実に記録する。

学校開放施設電気料実費徴収金の納期限の設定が各学校で統一されておらず、発行日から15日を経過しているものもある。▼各学校に事務処理要領を通知し、指導する。■以上、教育総務課

〔専決など〕

職員研修の旅行命令(依頼)書支出負担行為決議書に所属課の決裁がないものがある。▼所属課の決裁を受けた。■人事課

課長や部長の旅行命令(依頼)書・支出負担行為決議書に、それぞれの専決者である部長や副市長の決裁がないものがある。▼是正した。■農業水産課

部長専決の滞納処分執行停止決議書の決裁がすべて課長の代決となっている。▼今後は適正に処理する。■収納課

〔指定管理業務〕

大村市スポーツ施設の管理業務について、適切な

指導・管理が行われていない。①年次事業報告書や基本協定書に定めた月次報告書、管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていないものがある。②基本協定書を当該指定管理者に送付していないものがある。③基本協定書が作成されていないものがある。④団体利用の使用料の納付について、納付書が使用後に発行され、前納されていないものがある。⑤提出を求めた。⑥送付した。⑦作成し、送付した。⑧許可の際の納入を徹底させる。■地域げんき課

・東浦・松原漁港施設の管理業務について、適切な指導・管理が行われていない。①委託業務加算額を年度末まで算定していない。②委託業務加算額の算定を誤っている。③基本協定書に定めた月次事業報告書や年次事業報告書の記載内容が不十分である。④管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていない。⑤仕様書に、指定管理者が行う預託料の徴収業務や家畜を委託した者の経費負担について明記されていない。⑥12月報告分からは正した。⑦提出を求めた。⑧仕様書に条文を追記した。■以上、農業水産課

・軽自動車税の減免申請書受理年月日が、実際の受理日と異なる。■今後は適正に処理する。・特別土地保有税の徴収猶予期間延長手続が適正に行われていない。①延長申請書提出依頼の決裁を猶予期間最終日に行っている。②延長申請書の申請日を砂消して修正しているものがある。③決定通知書を送付していないものがある。■今後は適正に処理する。③決定通知書を送付した。■以上、税務課

・高良谷牧場の管理業務について、適切な指導・管理が行われていない。①基本協定書に定めた月次事業報告書、年次事業報告書の記載内容が不十分である。②管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていない。③仕様書に、指定管理者が行う預託料の徴収業務や家畜を委託した者の経費負担について明記されていない。④12月報告分からは正した。⑤提出を求めた。⑥仕様書に条文を追記した。■以上、農業水産課

・東浦・松原漁港施設の管理業務について、適切な指導・管理が行われていない。①委託業務加算額を年度末まで算定していない。②委託業務加算額の算定を誤っている。③基本協定書に定めた月次事業報告書や年次事業報告書の記載内容が不十分である。④管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていない。⑤仕様書に、指定管理者が行う預託料の徴収業務や家畜を委託した者の経費負担について明記されていない。⑥12月報告分からは正した。⑦提出を求めた。⑧仕様書に条文を追記した。■以上、農業水産課

・軽自動車税の減免申請書受理年月日が、実際の受理日と異なる。■今後は適正に処理する。・特別土地保有税の徴収猶予期間延長手続が適正に行われていない。①延長申請書提出依頼の決裁を猶予期間最終日に行っている。②延長申請書の申請日を砂消して修正しているものがある。③決定通知書を送付していないものがある。■今後は適正に処理する。③決定通知書を送付した。■以上、税務課

・高良谷牧場の管理業務について、適切な指導・管理が行われていない。①基本協定書に定めた月次事業報告書、年次事業報告書の記載内容が不十分である。②管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていない。③仕様書に、指定管理者が行う預託料の徴収業務や家畜を委託した者の経費負担について明記されていない。④12月報告分からは正した。⑤提出を求めた。⑥仕様書に条文を追記した。■以上、農業水産課

・東浦・松原漁港施設の管理業務について、適切な指導・管理が行われていない。①委託業務加算額を年度末まで算定していない。②委託業務加算額の算定を誤っている。③基本協定書に定めた月次事業報告書や年次事業報告書の記載内容が不十分である。④管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていない。⑤仕様書に、指定管理者が行う預託料の徴収業務や家畜を委託した者の経費負担について明記されていない。⑥12月報告分からは正した。⑦提出を求めた。⑧仕様書に条文を追記した。■以上、農業水産課

・軽自動車税の減免申請書受理年月日が、実際の受理日と異なる。■今後は適正に処理する。・特別土地保有税の徴収猶予期間延長手続が適正に行われていない。①延長申請書提出依頼の決裁を猶予期間最終日に行っている。②延長申請書の申請日を砂消して修正しているものがある。③決定通知書を送付していないものがある。■今後は適正に処理する。③決定通知書を送付した。■以上、税務課

・高良谷牧場の管理業務について、適切な指導・管理が行われていない。①基本協定書に定めた月次事業報告書、年次事業報告書の記載内容が不十分である。②管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていない。③仕様書に、指定管理者が行う預託料の徴収業務や家畜を委託した者の経費負担について明記されていない。④12月報告分からは正した。⑤提出を求めた。⑥仕様書に条文を追記した。■以上、農業水産課

・東浦・松原漁港施設の管理業務について、適切な指導・管理が行われていない。①委託業務加算額を年度末まで算定していない。②委託業務加算額の算定を誤っている。③基本協定書に定めた月次事業報告書や年次事業報告書の記載内容が不十分である。④管理業務の実施状況に関する自己評価が提出されていない。⑤仕様書に、指定管理者が行う預託料の徴収業務や家畜を委託した者の経費負担について明記されていない。⑥12月報告分からは正した。⑦提出を求めた。⑧仕様書に条文を追記した。■以上、農業水産課

【その他】

・物品購入・修繕伝票控に単価、金額、発注先などの記録を整理していない。■是正した。■人事課
・備品台帳に市民環境部長の公印が登録されていない。■登録した。■地域げんき課
・住民基本台帳の部の写しの閲覧に関する事務が適正に行われていない。①閲覧申出書に受付印がなく、供覧していないものがある。②閲覧者の氏名や住所を記入していないものや、本人確認をした記録がないものがある。③文書の余白で閲覧許可の決裁を受けているが、起案によるべきである。④閲覧許可要件を確認する前に許可の決裁を受けているものがある。■今後は事務処理要領を作成し、適正に処理する。■市民課

・旅行命令簿のフォルダに旅行命令(依頼)書支出負担行為決議書を保管している。■是正した。
・切手受払簿の残数と実数が致しておらず、適正に管理されていない。■今後は適正に処理する。
・大村市漁港管理条例改正に伴う施行規則の条文整理をしていない。■施行規則の改正を行う。■以上、農業水産課

・市有財産の使用許可手続き(スポーツクラブなど)について、使用許可期間の終期を失効日までとして許可し、具体的に期間を設定していないものがある。■今後は適正に処理する。■教育総務課

・監査の結果に関する報告を議長及び市長に提出するともに、意見を提出しました。

・今回の監査でも、契約事務や収入事務をはじめ基本的な間違いが見受けられ、特に前回の指摘指導事項で改善されていないものが多く散見された。これらは、関係法令などをはじめ財務会計事務を十分に理解せず、前例踏襲の処理が行われたことや、決裁権者のチェックが十分に行われなかったことが大きな要因と考えられる。

・今回の指摘事項については、単に訂正するだけでなく、原因分析を行うとともに、チェック機能の充実強化を図り、再発防止に向けた措置を講じられるよう強く要望したい。

・今回の指摘事項については、単に訂正するだけでなく、原因分析を行うとともに、チェック機能の充実強化を図り、再発防止に向けた措置を講じられるよう強く要望したい。

・今回の指摘事項については、単に訂正するだけでなく、原因分析を行うとともに、チェック機能の充実強化を図り、再発防止に向けた措置を講じられるよう強く要望したい。

・今回の指摘事項については、単に訂正するだけでなく、原因分析を行うとともに、チェック機能の充実強化を図り、再発防止に向けた措置を講じられるよう強く要望したい。

・今回の指摘事項については、単に訂正するだけでなく、原因分析を行うとともに、チェック機能の充実強化を図り、再発防止に向けた措置を講じられるよう強く要望したい。

◎財政援助団体等監査

実施期間 平成24年10月26日～12月21日
監査方法 当該事業運営がその出資目的に沿って行われているか、平成23年度の出納その他の事務の執行が協会の寄附行為や規程などに基つき適正に行われているかなどについて関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員から事情を聴取するなどして監査を実施した。

実施団体 財団法人大村国際交流協会
※基本財産として市から1億円の出資を受けたが、部取り崩した結果、平成24年3月31日現在、79,677,405円の基本財産残高

措置状況等報告 主管課企画調整課の報告

【出納事務】
・市民交流事業について、受講料と経費を相殺し、講座残金として計上している。
・必要な帳票を作成していないものや勘定科目を誤って処理しているものがある。

【決算事務】
・総勘定元帳を整備していないものがある。
・貸借対照表の期首残高と期末残高が元帳と致しないものがある。

【その他】
・会計規程に定めた収入伝票、支出伝票、試算表が作成されていない。

措置の内容及び状況
平成24年12月31日をもって当法人は解散し、平成25年1月から清算手続を行っている。清算にあたっては、今回の指摘を踏まえ、不備がないよう適正に処理する。

措置の内容及び状況
平成24年12月31日をもって当法人は解散し、平成25年1月から清算手続を行っている。清算にあたっては、今回の指摘を踏まえ、不備がないよう適正に処理する。

措置の内容及び状況
平成24年12月31日をもって当法人は解散し、平成25年1月から清算手続を行っている。清算にあたっては、今回の指摘を踏まえ、不備がないよう適正に処理する。

措置の内容及び状況
平成24年12月31日をもって当法人は解散し、平成25年1月から清算手続を行っている。清算にあたっては、今回の指摘を踏まえ、不備がないよう適正に処理する。

◎工事監査

実施期間 平成24年11月8日～同25年2月21日
監査対象工事 教育総務課 建築住宅課
・小学校給食センター新築建築工事
524,765,800円
富永・竹松・田中建設工事共同企業体
・小学校給食センター新築外溝工事
71,400,000円
株式会社森工務店
・小学校給食センター新築設備工事
537,875,100円
九電工・共立水道・西九州技研工業建設工事共同企業体
・小学校給食センター新築電気工事
156,870,000円
協和機電・新生電気特定建設工事共同企業体
・小学校給食センター太陽光発電設備設置工事
73,290,000円
株式会社新生電気

監査方法
社団法人大阪技術振興協会へ業務委託し、書類審査や現場調査を実施した。

監査の結果
委託先からの工事技術調査結果報告書によれば、コスト面での事前の検討がよく行われており、合理的な設計になっているとの評価を得ている。また、書類や現場施工状況ともに大きな問題は見られず、総じて妥当、適正であると判断される。

一方で、工事進捗の遅れに伴う全体工事の正常化に向けた課題や問題点など、指導・助言的な意見も記載されているので、よく内容を確認されたうえで竣工までの工事に活かされた。

監査委員事務局(内線345)